

# 市民動物園会議

## 認定動物園支援事業部会第2回会議

### 議 事 録

日 時：2022年9月12日（月）午前11時開会  
場 所：円山動物園1階 動物園プラザ（オンライン併用）

## 1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 委員の皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、対面での会議ではなく、オンラインでの会議となりますので、円滑に進められないところがあるかもしれませんが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

オンライン会議を行うに当たりまして、カメラ・マイク機能の設定、発言方法などについてご案内いたします。

まず、マイク機能につきましては、ご発言されるときまではオフにさせていただければと思います。全員に賛成か反対かなどを確認する際には、手のマークがついた挙手ボタンを使って確認したいと考えております。

続いて、カメラにつきましては、通信状況が悪い場合以外はオンにさせていただきたいと思います。ご発言をいただく場合ですが、ご意見がある場合は挙手ボタン押していただきたいと思います。そして、議長から指名されましたらご発言をお願いいたします。また、審議内容に関連し、共有したい資料や参考情報などがありましたら、チャットに書き込んでいただいたり、ご発言の際に画面共有で表示していただければ幸いです。

あわせて、本日は、会議録作成をお手伝いいただく有限会社札幌速記事務所の方もZ o o mに参加していただいております。また、事務局会場には、北海道新聞が傍聴に参加されておりますのでご案内いたします。

また、並木委員につきましては、ご予約の都合で遅れていらっしゃいますので、ご案内いたします。

それでは、ここからは吉中議長の司会で会議を進めていただきたいと思います。

吉中議長、よろしくお願いいたします。

## 2. 第1回会議の総括

○吉中議長 よろしく願いいたします。吉中でございます。

それでは、早速、議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料については、その都度、事務局で画面共有していただけるのではないかと思います。もし見えないようなことがありましたらお知らせください。

それでは、次第に沿って進めていきます。

まず、第1回目の会議の総括ということで、事務局でまとめていただいておりますので、これについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局（森山調整企画係長） それでは、私から前回の会議の内容をまとめたものについてご説明いたします。

画面を共有させていただきます。

資料1となります。

左側に①から③とありますが、前回は、認定制度を考えるに当たり、前提条件になる条

例に規定された内容について確認させていただきました。

まず、動物園条例における動物園の定義の内容の項目です。

一つ目は生物多様性の保全に寄与することを目的としているということ、二つ目は野生動物を主とした飼育及び展示を行うこと、三つ目は野生動物の繁殖による生息域外保全の取組を行うこと、四つ目は野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行うことです。これらの項目について確認いたしました。

次に、条例における認定制度の規定内容についてです。対象は、「動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件に適合すると認められるもの」としてありますが、この別に定める要件を現在審議している状況です。

次に、規定された手続です。市長は、動物園の申請により、上記対象と認められるものを札幌市認定動物園として認定することができるという内容です。

次に、動物園が取り組むべき活動内容ということで、第2章の規定内容になりますが、保全活動、良好な動物福祉の確保、活動情報の公表の項目があることを確認いたしました。

これについての詳細な説明は割愛いたしますが、これらの規定内容を基に前提条件となることを確認しますと、右上のとおり、認定制度は条例で定義する動物園に該当する施設が対象になります。二つ目として、現状では、市内には4施設程度の対象となり得る施設があるということ、三つ目として、認定された動物園に対し、市は、認定動物園の保全活動の広報、保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うということが規定されています。助成についてはその他必要な支援の一つになります。

次に、助成の対象についてです。認定動物園の野生動物の保全活動等となります。この「等」の中には、条文上は途中で省略しているのですが、良好な動物福祉の確保を含んでいます。

こういった前提条件がある中、前回の審議では、認定というのは高い基準でブランド化すべきなのか、それとも、段階的なレベルを設定し、階段を上っていく仕組みにするのかといった意見があり、どちらのほうが良いのかについて議論するとともに、その審査ポイントなどについてもご議論をいただきました。

事務局としては、会議の中では、盛り立て、底上げになる制度が良いのではないかと、一つの高い基準のみではなく、レベルや取組項目に応じた段階的認定区分として3段階程度を設けたらいいのではないかと、動物園条例の実効性を高めるためには、条例の動物園に該当しない施設のうち、条例に沿って取り組もうとする意欲的な施設も支援対象とするべきではないかということについてお話をさせていただきました。

次のページでまとめましたが、皆様からもさらに様々な視点でご意見をいただき、事務局からの意見と同じようなこともおっしゃっていただいたところです。これらの議論の結果右下の方向性が確認されました。

一定のレベルを達したところを認定することが必要ではないか、ある程度のレベルに達

したところではないと市が認定することはできないのではないかと、動物園が努力したことが認められ、上を目指し、階段を上っていける仕組みがよいのではないかと、認定を受ける前にも門戸を広げ、チャンスを提供してはどうか、保全や教育、調査研究など、様々なジャンル、取組分野がある中でそれぞれの取組への努力、優れている面が評価され、その点が対外的に分かるほうがよいのではないかと、認定メリットを感じやすい認定効果や支援内容にするべきではないのか、この認定制度が動物園、水族館とはどんな施設なのかを市民が判断する一つの指標になったらいいのではないかとということを確認していただきました。

1回目の振り返りの説明は以上になりますので、皆様のご確認をお願いします。

○吉中議長 非常に分かりやすくまとめていただいたと思います。

何かお気づきの点等はございませんか。こうではなかった、こういうこともしっかりと書いておいてほしいなどがあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 議論が進んでいく中で、こうは言いたけれども、やっぱり違う方向にということはもちろんあり得るかと思いますが、ひとまず、前回の振り返りについてはこれで了解し、それを踏まえつつ、今日の議題に入っていきたいと思います。

### 3. 認定制度案の全体像及び認定メリットの設定について

○吉中議長 次に、認定制度案の全体像及び認定メリットの設定についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整企画係長） 引き続き、私から、認定制度案について、資料2を使ってご説明をいたします。

1の認定の位置づけは先ほど確認した6点の方向性です。これを踏まえ、認定制度案の全体像について、資料に沿ってご説明いたします。

認定の要件や支援の内容に関連し、別表1、別表2をお配りしております。紙で印刷されている方は両方併せて見ていただければと思います。

要件や支援内容がありますが、段階分けについては三つを設定しました。

まず、①として、条例の第1章の総則や基本理念、動物園条例の目的、定義などが書いているところと動物園が行う活動を書いた第2章に沿って取組を実践している動物園を仮称としてA認定動物園という名前にしています。つまり、取組が活発に行われている動物園という位置づけになります。

次に、②として、条例の第2条第3号は動物園の定義の項目になりますけれども、これに該当する最低限の要件を満たした動物園でして、仮称としてB認定動物園という名前にしています。

それから、③として、認定動物園の定義に当てはまるには一つか二つ取組が足りないところだけでも、これから条例に沿って取組を目指していきたいというものに仮称として

準認定動物園という名前をつけました。

右下に図がありますが、まずは条例対象外のところが動物園の定義に沿うように取り組みたいということで、③の認定を目指して頑張っていく、その後、取組をどんどん強化していくことで動物園の定義の要件を最低限満たす動物園を目指し、さらに頑張っていく、そして、最終的に①を目指して頑張っていくということで、だんだんと登っていきけるような区分としました。

札幌市は、それぞれのところに対し、取組連携などをして取組の強化を支援していきます。

なお、市民や事業者でこういった取組をするところに共感された方々はみんなで応援していくという雰囲気を作り、市民がそれに参加していくという流れをつくっていきたいと考えています。

続いて、③の準認定動物園の認定メリットは何かですが、広報の支援を受けられる、連携協議会の会議や研究発表会を傍聴することができ、取組の道筋を見つけるきっかけになる、動物園の取組に役立つ情報の提供を受けることができる、認定申請に必要な要件などの講習や説明を受けることができるということがあります。

また、②の動物園の定義の要件を満たした動物園になるメリットですが、連携協議会のメンバーとなって取組連携が可能になること、研修会への参加が可能になり、有益な情報収集ができるほか、意見交換、技術指導を受けられるようになるということがあります。それから、一番大きな支援となる助成金ですが、活動の経費に助成をしてもらえるようになるということがあります。

ちなみに、B認定動物園については、準認定動物園で得られる効果ももちろん含まれます。

そして、①のA認定動物園の認定メリットですが、先ほどのB認定動物園のメリットもありつつ、広報支援のほか、上位の取組として公認してもらえます。その施設の価値を高めるような効果もより一層出てくるかと思います。レベルが高まっているぞということをしかりと伝えられることがメリットであり、助成金の増額も大きなメリットになります。

この後、動物園の定義の要件や基準はどうするかを説明しますが、ここまでのことについて皆様からご意見をいただければと思います。

○吉中議長 細かいところは後ほどということで、まず、大きな枠組みとして、前回の議論を踏まえ、認定動物園、認定制度を3段階に大きく分けるということが説明されました。仮称ですけども、A、B、準という3段階で、それぞれこういうメリットがあるということでした。

ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○並木委員 すみません、遅くなりました。

少しなら大丈夫なのですが、声とかがあまり出せないかもしれないので、チャットで補います。

○吉中議長 了解いたしました。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

○郡山委員 各施設の規模については何か要件というのは設定されますか。

○事務局（森山調整企画係長） 動物園の次の定義の要件のところにもいろいろと案が書いてありますが、野生動物を主とした飼育及び展示を行うという中に、最低限、動物園はこういう施設とする必要があるだろうということで書いております。

規模について、施設の面積などは要件にしていなくても、不特定多数を対象に観覧することができる常設施設であるということはまず必要だろうと考えております。そのほか、規模のことにも通じますが、年間100日以上営業しているところを考えております。この100日というのは後ほど説明しますが、少なくとも週2回、例えば土日などには皆様に公開し、見に来てもらうために営業されているところとしてはどうかと考えておまして、これが規模の設定になります。

また、取組をしているかも要件としているのですが、施設の面積や飼育動物の点数で基準をつくることは考えておりませんでした。

○吉中議長 それぞれの要件、基準については、後ほど具体的にご検討をいただきたいと思うのですが、ここで確認させていただきたいのは大きく3段階ぐらいに分けてはどうかということです。それから、資料の1ページの最後に、どの分野でどの程度優れているかが分かるような仕組みを入れるということです。先ほど並木委員からメールでいただいた中にも書かれていたかと思うのですが、全体として、Aになる、Bになるということに加え、前回の議論でもあったかと思えますけれども、この分野はすごく優れている、この分野はもうちょっと頑張りましょうというような小分類をつくってはどうかということです。後段の個々の具体的な要件、基準を見ていく中で出てくるのかなとは思っています。

具体的なところの議論は後ほどにしたいと思えますけれども、まず、大きく三つに分けるということについてはいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、次の具体的な議論に入っていきたいと思えます。

引き続き、事務局から、資料2、そして、別表を使ってのご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整企画係長） 先ほど、最後の一文を説明し忘れましたが、議長に補足をいただきました。

この三つの区分の中でどの程度優れているかも取り入れてはどうかというところで、先ほど星マークのところもありましたが、それについてご説明していきたいと思えます。

資料2の箇条書きのところは別表1、別表2に落とし込んでおりますので、表を見ながらご説明したいと思います。

まず、どの動物園にも必要となってくる生物多様性の保全への寄与を目的にしているかについては、どういう点を基準としていけばよいのかですが、運営事業者の定款や経営方

針など、自分たちの事業所はどういうことをやっていきますと意思表示している中に生物多様性の保全に寄与することという目的がしっかりと含まれていることをチェックする必要があるだろうと考えています。

次に、野生動物を主とした飼育及び展示の項目についてですが、B認定動物園となる条例の定義を満たす動物園の最低要件としてはどうするかです。先ほども説明しましたが、まずは不特定多数を対象にした常設施設であることが必要だと考えております。期間限定で、1か月しか開けていませんというところを1か月だけ認定するというのは条例の目指す長期間で生物多様性の保全に向けてみんなで頑張っていこうというものとして認定対象とするには若干不足するのではないかと考え、こういった要件としました。

それから、年間100日以上という要件についてですが、これについては参考資料をご用意しておりますので、参考資料1をご覧ください。

表を載せておりますが、例えば、EUの動物園指令やイギリスの動物園免許法では、年間7日以上常設施設という要件が動物園の定義にあります。一方で、日本の博物館法は動物園を設置する根拠の一つと言われる法律になりますけれども、博物館に指定されている動物園については年間150日以上のところを登録するとなっていますし、博物館相当施設の指定をする場合も年間100日以上営業をしているところを対象としています。このような既に設けられている基準があり、しっかりと営業しているかの判断の基準としてはこのようなものがありますので、こうしたものを基準の参考としたいと考えております。

ちなみに、円山動物園については、第2・第4水曜日のほか、4月と11月にそれぞれ5日間の休園日を設けており、330日ぐらいの営業をしております。現状としてはこのような営業実態があるわけですが、認定動物園として円山と同じように300日営業しなければいけないわけではなく、博物館法の100日以上が適当ではないかということです。

なお、下に150日や100日とはどのぐらいの目安となるのかを書いております。年間で100日となりますと、週に2日営業しているくらいとなります。札幌、北海道は冬の期間がありますので、仮に11月から3月までは開けられないというようなところがあるかもしれません。仮にその期間を除き、夏場だけでいきますと、週3日営業すると大体年間100日以上です。年間の土日が104日、祝日が20日前後で、合わせて125日前後となります。ですから、土日、祝日の外出する人が多くなる日に開園すれば100日は超えますので、100日営業しているところを認定するのでよいのではないかと考えたということです。

次ですが、飼育動物の目的が展示であることと載せております。

この意味合いは、飼育動物を販売や単なる貸出し目的ではなくちゃんと展示目的かを確認するもので、販売のために展示しているところは対象にしないということです。

野生動物を主とした飼育及び展示と定義していますが、「主とした」というのはどういう要件かについて、参考資料2をつけております。

条例を検討する際、こういったところが動物園と言えるのかという議論の中で、家畜だけを飼育しているところをこの条例で言う動物園にすべきかという話が出たのですが、家畜だけを飼育しているのは、野生動物の保全などをなかなか伝えることができないため、野生動物を飼育している必要があります。そこで、家畜だけを飼育しているところは除外するため「野生動物を主とした」という表現を入れました。

その当時の検討の中では、「主とした」ということについては、野生動物が飼育の動物の大半を占めているというイメージで検討し始めていったわけですが、実際、大半というのは種数や点数できっちり分けられるのかについて今回再整理してみますと、「主とした」だけでは判断しにくいのではないかと考えたところです。

例えば、参考資料2のパターン1ですが、野生動物が3種、点数が3点、家畜が4種類、点数が4点だとします。この施設を見たとき、数と種数が多いから、ここは動物園ではありませんねとは線引きできないのではないかとということです。つまり、家畜より種数点数が少ないものの、その野生動物をメインに伝えていくことを念頭に置いた動物園であれば、動物園として認めるべきではないかとということです。

それは、ほかのシミュレーションの中でも同じことが言えるだろうというところがありましたので、野生動物を種とした飼育、展示であるかは目的で判断するべきだろうというところで、先ほどの要件ですが、飼育動物の目的が展示であり、野生動物をメインに考えているということを条件にしたほうがいいのではないかと整理しております。

先ほどの資料のポツの三つ目に表記してはいますが、飼育動物に保全のための調査研究、域外保全、保全意識の醸成に関わる野生動物がきちんと含まれており、その野生動物の飼育及び展示を重点に置いた運営を行っているかを要件としました。

次の要件の繁殖による生息域外保全の取組についてですが、1種類以上、生息域外保全に取り組んでいることを最低要件としました。

こちらについての補足の資料ですが、参考資料1の下の方に書いております。

環境省の種の保存法に基づく保護増殖事業計画というものがありますが、その計画があって取り組んでいる動物については間違いなく繁殖による生息域外保全の取組の対象になると考えられます。しかし、別に環境省の計画だけではありませんので、その他これに類する計画、その動物園なり、関係自治体なり、関係保全活動団体などと一緒に計画をしたものがあって、その計画における繁殖に取り組むことを要件にする必要があると考えました。

もう少し補足をしますと、飼育・繁殖技術確立のための調査研究とは、域外保全の計画対象動物であれば域外保全のための調査研究と判断することができますが、例えば、キリンのように、国内では域外保全の計画がなく、さらには、海外との域外保全の連携した取組がないという中で調査研究しています、飼育、繁殖していますと言われても、それは域外保全ではないという判断が妥当であろうということです。

調査研究自体は重要な取組ですけれども、その目的が生息域外保全の計画に基づき、目



指してやっているものでなければ域外保全とは言えないと整理すべきだと考えています。

ただし、1頭生まれた、2頭生まれたという繁殖実績がなくても、計画に基づき繁殖に取り組んでいるところは含めるべきではないかと考えています。

なお、この中には、域内保全、生息地の環境改善などの取組、野生復帰、再導入等の取組が絶対に入っていないといけないかという、それは特に問わないとしたいと考えております。環境省の保護増殖事業計画などは、当然、域内保全、野生復帰などの取組と域外保全の動物園での繁殖の取組がセットになっていますが、将来、域外保全を目指すに当たって、動物園で飼育、繁殖していますよという計画の下、繁殖しているところも含めたいということです。

要件を三つお話ししましたが、ここまでで皆様のご意見を伺えればと思います。

○吉中議長 一番優れているAはどうかというよりも、認定動物園のAとBに認定されるためにまずクリアすべき動物園の定義ということで、生物多様性の保全に寄与することを目的としているか、野生動物を主とした飼育及び展示を行っているか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組を進めているかということが示されました。

どこからでも結構ですので、ご意見やご質問をいただければと思います。

○郡山委員 繁殖についてです。

計画というのは繁殖する計画だけではなく、つまり、ただ繁殖していればいいだけではなくて、国内にそのペアの子どもがただ増えてもしようがないので、遺伝的なバックグラウンドも考えながら繁殖計画を立てているかというチェックもいるのかなと思いました。

○吉中議長 説明の中で環境省の保護増殖事業計画その他これに類する計画に基づいたというご説明があったかと思いますが、事務局からお願いいたします。

○事務局（森山調整企画係長） おっしゃるとおり、当然、域外保全、域内保全ということ考えたとき、遺伝的多様性を考慮した上での繁殖が必要になってくるかと思います。明確に要件として書き出してはおりませんが、そういった視点は必要になると思っております。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○伊勢委員 参考資料2の域外保全の資料は出ますでしょうか。

環境省の種の保存法に基づく保護増殖事業計画にのっとった認定希少種保全動植物園等制度の水族館の部分が進んでいないというのがまさにそうなのです。種の保存法にのっとった種でなければ認定しませんというのが前提になっており、水族館で、内水系でこれに当たって保護、増殖を進めている水族館が非常に少ないため、手を挙げるところが少ないですが、北海道だとなおさら該当種がおりません。

その他これに類する計画と種の保存法に基づく保護増殖事業計画を推進することが条件になりますということでは、北海道の水族館、特に札幌の水族館が認定される門戸が非常に狭くなるので、これをどうやって広げていくのかがテーマになるかなと思いました。

環境省の動物園水族館協会との意見調整会において、今すぐというわけではないにせよ、

地域のレッドリスト種の保護、増殖を進めているところも該当させてはいかがですかというお話をしていたのですけれども、環境省の認定動植物園制度というのは、あくまで種の保存法に基づいた種に対してのものだということでした。それで、話の始まりに戻りますけれども、認定を受けるために手を挙げる水族館が少なく、進んでいておりません。

それも踏まえ、札幌市では、地域の希少種を含め、域外保全に関わっているところを認めるとするほうがよろしいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○吉中議長 まさに、その他これに類する計画についてどこまで見ていくのかということかと思いますが、事務局からご説明をいただけますか。

○事務局（神円山動物園長） 補足します。

先ほど、保全連携推進会議を立ち上げて、認定された動物園、これから認定になるであろう準認定動物園の人たちといろいろな協議、連携していく協議会をつくる予定です。私たち円山動物園は札幌市環境局に所属していますけれども、同じ局に環境都市推進部というところがありまして、そこが生物多様性の保全を所管しており、地域のレッドリストを整理しております。

伊勢委員がおっしゃっていたように、大きなものではなく、地域に根差した保全の活動に寄与するいろいろなものがあるかと思っていますので、そういったところで、域外保全に関し、水族館も含めてやっていきたいと思っています。

○事務局（森山調整企画係長） 森山からも補足させていただきます。

先ほど読みあげました「その他これに類する計画」についてですが、伊勢委員のおっしゃったとおり、種の保存法にのっとったものだけということではなく、今、園長の神からもお話ししたように、地域の希少な動物を守っていく取組ということで、種の保存法指定の種だけではなく、それ以外のものも含めることを考えておりまして、種の保存法とは別というような意味合いです。その他これに類するという表現がよくなかったかもしれないですが、そうした計画であると取っていただければと思います。

○吉中議長 綿貫委員、お願いいたします。

○綿貫委員 同じ文脈についてですが、やはり、対象種が論点になってくるのかなと思いました。

例えば、先ほどの資料ではキリンを例に出されていましたが、外国産の野生動物でそれなりの計画がある種については、それにのっとってやっているということをもって、「域外保全の取り組み」とみなせるのかどうか気になります。横浜では、インドネシアのカンムリシロムクについて野生復帰個体の供給による域外保全をやっていますけれども、それに類するものがあったとしても要件を満たすことになるのでしょうか。

また、保全と言うからには域内とどう結びついているかを合理的に説明できることが重要かなと思います。もしランクを設けるといふことであれば、初歩的なものとして、これ以上野生から取ってくる必要がありません、飼育下の展示個体で賄っていますと言えらるということがあるのかなと思いますが、それだけでは一般的には保全と言うには不足であっ

て、タンチョウやオオワシ、オジロワシみたいなものを飼育下で増やしているというだけだと、たとえ仮に国内希少種であったとしても域内との結びつきが説明できないだろうと思うのです。ですから、域内と結びつけた保全の説明ができることが星満点になるときの要件として必要になるのかなと思いました。

○吉中議長 皆さんのご意見をまとめるわけでもないのですけれども、地域のレッドリストみたいなもの、それから、世界のレッドリストみたいなもの、つまり、動物園が存在している地域ではないけれども、生息域内保全にどう貢献できるのか、その両方が必要だということ、それから、AとBとの違いになってくるのかもしれないですけれども、生息域内動物保全との結びつきをどう評価できるのかということがありました。今の書きぶりだと、どうしても国内の環境省の種の保存法に基づく保護増殖事業計画が中心に見られてしまうので、ここは書きぶりを工夫されるといいのかなと思いました。

そのほかはいかがでしょうか。

○並木委員 たしか、資料では、配偶子の保存や人工授精など、リスク分散のために預かっているだけだと要件に含まない、繁殖に寄与しているとはいっても生息域外保全ではないという断り書きがあったかと思うのだけれども、それだけをやっているような場所としてはどんなところを想定されているのですか。

大学の増殖技術研究所みたいなところは入らないよという意味ですか。

○事務局（森山調整企画係長） もし、大学において常設で展示しているようなところがあればそこも対象になると思いますし、施設によってはいろいろな研究をしているところもあるかとは思いますが。

ただ、この定義の要件に繁殖による生息域外保全の取組という文言が入った経緯としては、いろいろな取組がある中で、例えば、保護増殖のためにどこかの施設が取り組んでいて、これ以上個体数が増えると余剰の飼育スペースがなくなってしまうので、一部の個体を預かってくださいとなったとき、それを預かることに協力した動物園も入るのだろうかという話があったのですね。でも、それだけでは、たとえ域外保全の取組の一環で協力しているとはいえ、それだけでその動物園が域外保全をやっていますと認めるのは言い過ぎだろうという考えになりました。その施設の中でペアリングをし、自然繁殖または人工繁殖など、その場で繁殖をするという機能を持つべきだろうということがありましたので、そういうことをしっかりとやっているかを要件としたということです。

ですから、配偶子の冷凍保存や人工授精、再生のための研究をしていますというだけでは繁殖のための生息域外保全とは言えない場合があるという考え方です。ただ、複雑な話にもなってきますので、どこで線を引いたらいいかは整理できていない状況です。皆様のお知恵もお借りできればと思っています。

○並木委員 例えば、保護増殖事業ではないけれども、近縁種で実験的に配偶子を保存して繁殖できるかどうかの確認をすることが水族館なんかではあるのかなと考えたのです。つまり、その種ではないけれども、近縁種での実験的措置で、ずっと累代繁殖はしないけ

れども、掛け合わせてどうか、どういったところで繁殖しやすいかという実験的な取組をやるところは域内保全にもつながる域外保全をしているところかなと思ったのです。

ですから、繁殖という定義を今おっしゃったことからもうちょっと広げて、何のための繁殖研究なのか、配偶子保存なのかという目的を見てあげたほうがいいのかなどという気がしました。

○吉中議長 そのほかはいかがでしょうか。

今のご意見は、まさに全体の計画がしっかりとあるのかどうか、それに基づいているのか、その中でどの部分を分担しているのかが明確になっているのかということかもしれませんね。

○綿貫委員 私も今の並木委員のコメントと同じ意見です。

計画のどこの部分を園がやっている取組で担っているのか、それと域内とどう結びつけるのが重要などところだなと思ったところです。

もう一つ、話が戻って冒頭の部分についてです。

野生動物を主とした飼育展示施設について、定量的にするのが難しいということで、それにはすごく納得するのですが、そうすると定性的な評価の仕方しかないのだと理解しました。。それに、動物園という場所は、行った来園者がそこで何をどう感じるかがすごく重要になってきますよね。審査の仕方にも関わってくるのかもしれないので、この後の議論になってくるのだらうと思いますが、現地へ実際に行ってみて、野生動物の取組をやっているなど分かるところかどうか、若干主観的ですが、そういう基準になるということでしょうか。

○事務局（森山調整企画係長） 具体的に来園者から見てそれが分かるようにするという条件づけをするのも一つの方法としてはあるかもしれません。それは考えないといけないのですが、この案を考えているときは、自分たちがどういう事業をこれからしていくのか、何を目指していくのかという定款や経営方針等と挙げましたけれども、それは当然ながら公表されているものだと思いますので、そういうものに生物多様性の保全、野生動物を保全することによって貢献していきたいのだというようなことが入っており、見えるようにすべきだということは最低限のところかなと思っています。

その上で、定款なんかは常に見るものではないということで、展示しているスペースにはしっかりと表示しなさい、見た人にそれが伝わる展示をしなさいなど、そういう条件づけは今後考えなければならないのかもしれません。

○綿貫委員 その点を動物園側がどう説明できるか、明文化できるか、また、表現型としてどう見えるか、その両方を大事にされるといいのかなと思います。

○吉中議長 小菅さん、お願いします。

○小菅オブザーバー 今の綿貫委員の発言についてです。

主に野生動物を飼育、展示というところに大きく関わってくると思うのです。例えば、1種類の動物について、域外保全、域内保全までやっていたとしても、ほかの展示動物の

ほとんどが家畜であるというところは今回含めないという意味から主に野生動物をという文言を入れました。我々は動物園ですし、動物園を規定するという中で、今のお2人の話については、そのところである程度の線引きがされていくのではないかなと思います。

これは並木委員の話もそうですけれども、域外保全に関わっているということで、例えば、細胞保存だけをやっているところは、やはり、動物園というものからは外れるのではないかなと思います。

○吉中議長 そのほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、少し先に進みます。

#### 4. 動物園の定義の要件・基準について

○吉中議長 そのほかに残っている動物園の定義の要件・基準について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（森山調整企画係長） 画面を共有します。

表はこちらになります。調査研究、教育活動の部分になります。

調査研究について、動物園の定義、つまりB認定動物園の最低要件としては、情報収集はもちろん、新たな知見の創出などをしっかりと行っているかを要件としております。その具体的な中身としては、飼育している動物や生息環境に関する観察、記録、分析、考察を通し、新たな知見を見いだしていくということです。

また、動物そのものではなくても、参考文献の収集により研究する場合についても、最新の知見を集め、整理をされている、新たな考え方や手法などを導いているということがあれば調査研究しているとしてはどうかと考えました。

それから、教育活動については、野生動物の保全に必要な対策、その知識や取組例を情報提供しており、人の生活の中で保全のための行動変容を起こすほか、保全に携わる人材育成、それに資する教育プログラムをやっているかどうかをみてはどうかと思います。これは、全てをやっているということではなく、いずれかを実施しているかを最低限の要件にしてはどうかと考えております。

これは、来園者、主に市民や利用者に対しての教育ですけれども、職員など、動物園に携わる人の飼育技術の指導助言など、実務者の教育を行っているということも取組の一つとしては挙げられます。ただ、いずれかにしっかり取り組んでいることで教育活動をやっていると見てはどうかということです。

ここまでの動物園の定義に挙げられた項目についての要件ですけれども、動物園の定義の中には動物福祉という言葉は一切入っておりません。それは、条例の立てつけとして、まず、飼育展示、域外保全の繁殖、調査研究、教育活動を目的として運営をする施設と一回置いて、そういった施設は動物福祉の向上にしっかり取り組みますよということで、第2章のほうで動物園は良好な動物福祉を確保するためにこれこれを行うという立てつけに

なっているからです。

ですから、最低限の要件の中には入っていなかったわけなのですけれども、札幌市の条例に基づく認定制度で認定しますというときの認定要件に全く動物福祉の視点がないというのはいかがかということでこの項目を入れました。

それが動物愛護管理法に基づく各基準を遵守しており、1年以内に同法に基づく動物福祉上の指導や改善勧告を受けていないということを最低限の要件とするべきではないかというものです。逆に言いますと、法令の各基準を遵守していないのではないかという様子が見受けられるところを認定するというのは、条例の趣旨に照らしてどうなのかということで、最低限の要件として入れてはどうかということです。

ただし、指導には様々なものがあります。立入検査をしたとき、例えば、基準より大幅にはみ出ているようなところが目視であったとして、すぐ直せそうなところをすぐに直しなさいと口頭で指導する場合がありますし、すぐには解決できそうなものではない、でも、改善しないとイケないようなものについては文書で指導するという事も聞いております。そういった様々な指導がありますけれども、改善措置を講じ、認定のときに各基準を遵守していると認められる場合は認めていいのではないかと考えております。必ずしも1年以内に指導が一件でもあったから駄目ですとするのではなく、そういう改善措置をしっかりと講じているところについてはちゃんと取組をしているところとして認めていいのではないかとということです。

なお、改善勧告は法令違反が明らかだという場合に出るものになりますから、もし勧告が出されているのであれば、改善に取り組んでもらう期間は最低でも1年間としてはどうかと考えております。

一番右ですが、その他という項目も設けました。

そのうちの一つは、前回の会議でもご発言をいただいていたもので、札幌市の環境保全施策にはいろいろなものがありますが、それらに参加、協力していることも評価してはどうかということで、こういったポイントを最低限の要件として設定したいと考えています。

それから、2点目のポツです。野生動物の展示を不特定多数に観覧してもらうための施設が動物園だとしていますが、そういった施設を営業するに当たって必要不可欠な法律に基づく許認可や届出が法令遵守で適正に行われているかも要件としては必要になってくるのではないかなということで入れております。

円山動物園もいろいろな手続をして運営が行われているわけですが、別に動物愛護管理法だけに限るものではないのはもちろんでして、最低限やるに当たって法令を遵守しているかを見たいということです。

次ですが、動物福祉のその他のところでは、法令に基づく届出を適正に行っているかをどうやって確認するのかという課題も出ております。ほかの申請制度でもそうですけれども、まずは自己申告となってきます。自分たちは1年以内にそういう指導や勧告を受けていません、法令を遵守して適正に行っていますということを申告していただくことになり

ます。その申告をしてもらった上で認定をすることになりますが、もしそれが虚偽であったりした場合は当然ながら認定する対象にはなりませんので、分かった時点で取消しすることになります。どういった点で遵守していないかについて、こちらで全てを確認することはできないため、そういう方法になるということです。

ほかの要件についての説明は以上になります。

○吉中議長 ここまでのところでいかがでしょうか。

○綿貫委員 動物福祉のところの項目がBにも準認定にも両方かかっているということは、動物福祉の観点でマイナスの評価が一個でもあったら認定の俎上にのらないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（森山調整企画係長） そのとおりです。

準認定動物園はまだ定義にも満たないところとなりますが、積極的にやろうとしているので、支援しようというところですが、最低限の今設定しようとしている要件に該当するところは対象外にすべきではないかというところで、Bにも準認定のほうにもかけて共通の要件にしております。

○綿貫委員 やはり、動物福祉をほったらかしにしていたら、ほかのところでも幾ら意義があっても、これからの時代はいかななものかと思しますので、その方針には賛成です。

それでは、ほかのところでもマイナス評価があった場合はどうですか。例えば、調査研究をすごく熱心にやっている一方、プラスチックごみをたくさん出していますという動物園が仮にあった場合、マイナス評価はどう効いてきますか。

事例を挙げれば切りがないのですけれども、マイナス評価の扱いについて気になったところです。

○事務局（森山調整企画係長） 事務局では、これはどうだ、これはどうだという検証まではできていない状況です。やはり、幅を広げれば広げるほど、それを確認するための資料が必要になってくるわけですが、どこまでのレベルにするか、これから皆さんと話し合っていければと思います。

○綿貫委員 收拾がつかないようなことを言ってしまい、申し訳ありません。

それでいうと、動物福祉の指導、改善勧告を受けていないことというのはすごく前提の条件だと思うのですが、一方で、Aに至るときには、動物福祉規程がある、定期的な見直しがあるなど、ハードルが結構高いような気もするのです。我が国の動物園で動物福祉規程が個々にあるという、京都市動物園ぐらいですか、そんなになんかと思うのです。ですから、規程まではいかないですけれども、少なくともマイナスなネガティブな状態の飼育個体がほとんどいない、プラスになるように努めているところはBで見てもいいのかなと思ったところです。それをどう定量的に評価するかは難しそうですが、アイデアとして出させていただきました。

○事務局（森山調整企画係長） 今のお話に補足します。

A認定動物園の規程策定や定期的な見直しについては、条例の第2章の第8条になるの

ですけれども、良好な動物福祉の確保という中に動物福祉規程を定め、定期的に評価し、必要に応じた改善措置をなさいと書いております。つまり、A認定動物園となるには、第2章に入っている取組をやっているということが最低限の要件となるのかなと考えております。

○綿貫委員 Aにこれが入ることには了解するのですが、Bに至るまでのマイナスからゼロまでのところですか。ちょっとプラスみたいな、何と表現していいのかわからないのですけれども、そういうところが何か入れられないかなと思ったということです。

○吉中議長 今のご意見はAとBをどこで線引きするかにも関係してくるものですね。

最初のご説明だと、Aは条例で言う第1章と第2章のどれも満たしているところで、Bは条例の第2条第3号の定義を満たしているところという線引きだったかと思います。それはきちんと整理できるのか、あるいは、整理する必要もないのかもしれませんが、考えてもいいのかなとは思っています。

その上で条例を見ますと、例えば、第2章だと、動物福祉に加え、活動情報を公表するのだということが書かれておりますよね。それをしっかりと見ていくということであれば、別表1にもそれを少し丁寧に書いてもいいのかなと思いました。

それでは、伊勢委員、お願いします。

○伊勢委員 綿貫委員がおっしゃったことについてです。A認定の条件とそれ以下の条件に非常に落差があるので、もう一段階あってもいいのかなと感じたのが正直なところなんです。

動愛法に基づく改善や指導勧告が出る施設は、営業できないので、ほぼないのです。ですから、その条件を満たしていなければ動物取扱業としてのなりわいを行うということができなくなるので、ここは最低限クリアしているのです。ですから、これは載せなくてもいいのかなと思っています。

そして、その次の段階のB認定についてです。規則や規程をつくっているというところまでいってなくても、ガイドラインを持っています、それに基づいていろいろな判断をしています、それを定期的に見直していますなど、もう一つ段階があってもいいのかなと思いました。

○吉中議長 そのほかはいかがでしょうか。

○並木委員 今おっしゃっていたガイドラインについてです。

ガイドラインというのは、例えば、具体的に何種というか、展示、飼育している中の何種に関してはというようなことですか。それとも、ざっくりとガイドラインをつくりつつあるという程度にして、Aは規程が策定されているとするのでしょうか。それでも離れているのかなと思うのですが、どういうイメージになりますか。

愛護法云々というのはおっしゃったとおりだと思います。営業すらできないのもそのとおりです。その上で、ガイドラインを示しているところと規程を策定しているところの間というのはどうなるのか、もうちょっと説明していただいてもいいでしょうか。

○吉中議長 今、事務局でお考えのことがあれば、なければこれから検討ということかと



思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（森山調整企画係長） ガイドラインについては特段検討しておりませんでした。

また、今議論していた動愛法による改善勧告を受けているかは、認定できないとする除外規定になるのかなという印象はあります。つまり、ここまでやっていればいいという要件というよりは除外だということです。

ここまでできていればいいよという要件に星マークをつけていくというお話がありましたけれども、B認定動物園の中でも動物福祉についてこれだけの取組を進めています、ただ、A認定動物園のところまでは達していないところがありますということが分かるようにする仕組みができれば、それも一つの方法かなと思います。また、これには動愛法以外のことを全く書いていないのですけれども、ここに星マークをつけるための項目を幾つか設定していくという方法はあるかなとイメージしておりました。

○吉中議長 そのほかはいかがでしょう。

○事務局（神円山動物園長） 伊勢委員にお聞きしたかったのですけれども、今、動物福祉規程についてはJAZAが進めていますよね。既に設けられておらず、円山動物園もこれから設けていくということになっておりますけれども、あと四、五年もたてば、JAZA加盟園館ではそういった規程を持っているのだろうな、先ほどのガイドラインという話は、規程には至っていないけれども、その手前のものなのかなということですよ。

また、話は戻りますけれども、動物福祉規程なり、定期的な見直しなり、検査体制というのは、全国の動物園、水族館ではそういった方向に進んでおりますので、A認定はそれでいいのではないかなと思っていましたけれども、正しかったでしょうか。

○伊勢委員 JAZAでは、動物福祉規程の枠組みは一応つくってしまして、それにのっかって各園館が実務としてできることをやっていきたいと思いますというように最低限の枠組みです。

次の段階として進めているのは、2023年以内に国内の世界動物園水族館協会の加盟園館の審査、評価をJAZAの中でやるということです。世界の規程と照らし合わせ、どこは足りており、どこが足りていないのか、国内9施設に向けて、JAZAでは枠組みをつくり、その審査をなさいということで、その審査員を今年中につくり出そうとしています。

そして、その次の段階ですが、JAZA会員が会員資格を得た後、最近の動物福祉を向上させましょうということに対してのチェック機能が何もないので、JAZAの会員に対して、本当にJAZAの会員として適正なのか、自分の施設のいいところと悪いところを自ら審査できているのかに踏み込んでいこうとしております。

JAZAの会員に対する評価、審査についてはこれから枠組みをつくっていかねければならないのですけれども、先ほど神園長がおっしゃられたように、それまでの間に、それぞれの施設で、例えば、触れ合いに対してはこういう枠組みでやっていきたいと思いますというガイドラインをつくりましょうとか、安楽死について一定の規定をつくりましょうとか、

その先に園館全体で動物福祉の規定をつくっていきましょうということが見据えられ、それに基づいて自分たちの飼育技術を向上させていきましょうという流れになっています。

ただ、今は目先の2023年末までに世界動物園水族館協会の加盟園館の審査をすることが課題でして、それを備えた上でのJAZAの会員に対してのというふうに段階的に進めていくという状況です。

近いうちに必ずそうなるはずですし、そうしなければならないなどは思っています。

○並木委員 ということは、JAZAのそういった動きに先んじて認定条件を具体化していこうということなのか、JAZAの基準に合わせて後追いなのか、時間軸としてはどんな感じになりそうですか。

○伊勢委員 JAZAの動物福祉規程はできましたので、それに合わせて進められるところは備えていっていいのだろうと思うのです。

札幌市の場合、動物園条例が全国初でできましたので、それに基づいての動物飼育施設の規定や各園館の規定など、円山動物園では、それに先んじて国際基準とも見合わせた上でいろいろな足りないものを備えていくことはどんどん進めていっていいだろうと思っています。

○並木委員 B認定や準認定に対してのことです。A認定はそれでいいと思うのですけれども、励ましというか、まだここだよというとき、今のJAZAの動きからクリエイティブにやっっていこうとする施設が増えていきそうなのか、それとも、指導したり助言したりしないとということなのかを聞いたかったのです。

○伊勢委員 温度差は非常にあります。建設的に前に進んでいこうとやり始めているところ、特に京都市動物園ではもう規程があり、いろいろなガイドラインもお持ちですし、それを公言してやられていまして、そういう枠組みをつくられてしまうと今までの枠組みができないのではないか、進められないのではないかということで足踏みしているところもあります。

ですから、両極端ではあるのですけれども、5年先、10年先、野生動物飼育施設として進んでいくために今のこの流れを中断させることなくJAZA全体でも進めましょうという流れになっていますので、そうだよねと思うところは加速度的に進むと思いますし、ついていけないやというところは退会するというのも視野に入れた上で運営されているのではないかなと思います。

つまり、非常に両極端というか、温度差は非常にあるというのが正直なところですよ。

○事務局（森山調整企画係長） 私から補足をさせていただきます。

まず、札幌の条例では、第2章の規定ですけれども、動物福祉規程を定め、定期的に評価するという規定は未施行になっています。これは、対象となる施設でも準備期間が必要だろうと考えたからです。積極的にやろうとしているところにとっても急に施行されては困るということで、準備期間として制定から1年以内で施行するという条件付の附則でして、それをいつから始めるかを札幌市で決めないといけない状況です。

あわせて、今議論している認定制度も同じように未施行でして、決まり次第、施行するということですが、それと併せ、第2章の動物園だったらこういう保全活動をやりなさい、良好な動物福祉の取組をしなさいというものを同時に施行させたいと考えております。

円山動物園では、今まさにこの認定制度と並行して自分のところの動物福祉規程を検討していますが、恐らく、同時期に動物福祉規程ができ、それにのっとっていろいろ取り組んでいますとなると思いますし、一方、一般の動物園についても、この規定が認定制度とともに施行されると、ほかの動物園もちゃんとやってねというような状態になります。

そうしたことから考えると、今、円山動物園でも規程を考えているので、それを基に認定の要件を考えるということもできなくはないと思うのですが、同時並行になりますし、さらに、どこまで深く見るのかといったことがあり、なかなか難しいところもあります。

ですから、一定の基準を満たしていないところを見ていくのではなく、よい取組といますか、こういうことをやっていますね、こういうことをやっていますねというところなど、前に向かってこういう取組をやっているところを認める方向がこの認定においては合うのではないかと考えております。

○吉中議長 そのほかにご意見はございませんか。

○小菅オブザーバー 戻るのですけれども、先ほど、動物福祉上の指導、改善勧告を受けると営業できないという話を伊勢委員がされたと思うのですが、本当に営業ができないのでしょうか。

○伊勢委員 ごめんなさい。言葉が過ぎたのですけれども、そんなことはありません。ただ、これこれをいつまでに改善してくださいねというものを改善しないと営業停止などの措置をするということです。当然、そういう指導がないように日々管理しながら営業に当たっているというのがほとんどのところではないかなと思います。

○小菅オブザーバー そういう意味なのですよ。

○伊勢委員 そうです。ですから、指導を受ければ営業できないということではないです。

○小菅オブザーバー びっくりしました。しょっちゅう主導を受けているのに営業しているところがあるなと思っていましたから聞きました。

○伊勢委員 それをいつまでに改善してねという要求があるのですが、それが改善されないと営業停止とし、改善されるまでは認められませんよということはありません。でも、一度、指導や改善勧告を受けると営業できなくなってしまうということではありません。

○吉中議長 それでは、次の議題に移る前に、まとめるというわけでもないのですが、これからの宿題になる項目について整理したいと思います。

認定制度の全体像ということで、三つに分け、AとBとの境目については、条例で言う第2章の取組をしっかりとやっているかどうかとするのはどうかということでした。そして、B認定動物園は、第2章の全体というよりも、その前段の動物園の定義で見ていくのはどうかということがありました。

それから、具体的な中身の話についても幾つか出されましたが、大きなところでは、野生動物を主としたということはどこで考えるのか、ある程度主観的なことになってしまうかもしれないけれども、そうであっても、それをどう書き込むのかに工夫が要るのではないかと思います。そして、特に野外の個体群との関係から、繁殖をどう取り扱うかということについて、国内希少種だけではないということが出てきたかと思います。地域の希少種、地域の種、あるいは、国外の種という観点も入れ込むべきではないかということです。さらに、全般にわたり、生息地内での取組との結びつき、関係性もしっかりと整理すべきだというお話がありました。さらに、最後の動物福祉のところは今ご議論をいただいたとおりで、AとB、それから準との境目をどう考えていくのかということです。この辺りを引き続き次回に議論をできればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### 5. 「動物福祉」とその他の要件・基準について

#### 6. 助成その他必要な支援策について

○吉中議長 続きまして、資料2の残りの部分のご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整企画係長） 資料2の認定の受付など、細かい項目がありますが、これは全体の前提条件を少し固めた上で説明したいと思っておりますので、今日は割愛しまして、今、画面の共有をいたしますが、助成制度の大枠についてお話をいたします。

助成制度については、申請を年度が始まる前の3月にしていただき、4月以降の事業について助成をするというような流れとするとしっかり取り組めるのではないかと考えております。

申請書、添付書類を電子メールで提出いただけないか、内部処理について今確認をしています。

それから、助成の申請対象者は、当然ですが、認定動物園の認定を受けた動物園です。先ほど3区分あったうちのAとBは、条例第10条の認定制度の規定に基づいて認定する動物園であって、準認定動物園は条例の定義にも該当していないところとなりますので、条例で言う動物園でもなければ、認定動物園制度による認定動物園でもないという位置づけがなされます。

これは何かというと、独自で設けた制度という扱いなのですが、条例に関連づけていうと、第4条に市の責任という項目があって、市の施策として総合的に実施しなさいとあるので、動物園の支援策ということで設けた制度として位置づけています。それをこの条例に基づく認定制度とくっつけて運用するようなイメージです。

ですから、条例に基づく動物園ではないところには助成はしないという線引きになりまして、その意味から、認定動物園の認定を受けた動物園と書いています。

助成対象事業については、以下を目的とした事業ということで、①から⑤まで、条例の第2章の第7条の保全活動の規定の中に列挙した取組を挙げていますが、今後、動物福祉向上に関するものを含むかどうかを検討しないといけないと考えております。

助成対象経費は、一般的な札幌市の活動支援のための助成金、それから、環境省の生物多様性保全の推進交付金というものがあって、同じように生息域外のための交付金を出すというものの挙げられた経費にも類似してはいますが、講師の謝礼金や旅費、備品・消耗品費、印刷・製本費、通信運搬費、会場借上げ料、それから、会議費と書いていますが、会議にかかるお金です。そして、賃金ですが、これは取り組もうとしている事業のためのアルバイト人件費などです。さらに、それ以外の役務費や資材購入費に充てられるようにしてはどうかと考えております。

金額については、A認定動物園の一番頑張っているところについては1事業100万円、B認定動物園は1事業50万円ということで、ここに差をつけては、メリットも出てくるのかと考えています。

助成率は100%としています。これは、150万円かかる事業ですといったとき、1事業100万円までなので、100万円までは助成しますということになるのですが、例えば、50万円かかりますよといった事業をA認定動物園が出してきた場合は、100%なので、50万円の助成になるということです。

助成金の交付時期については、助成が決定されたらすぐ概算払いで交付することを考えております。なお、変更があったら変更届を出してもらい、次の場合は取消しをしますというような条件も考えております。

その他の支援制度ということで三つを挙げております。

一つ目は、広報です。先ほど来言っています認定制度の条文の規定の中で保全活動の広報に努めると書いていますので、例えば、札幌市のホームページやSNSなどでの取組の紹介のほか、活動情報となります。動物園がどういう動物園かという紹介で、こちらは具体的な活動状況です。それを随時投稿したり、札幌市発行の紙面で紹介したり、円山動物園の掲示板で紹介したり、いろいろなイベントや事業の中で紹介するという事です。

二つ目は、仮称で保全連携推進協議会という名前をつけてはありますが、認定動物園、円山動物園、札幌市環境局の関係部署、先ほど園長から話がありましたとおり、生物多様性を所管している部署に入ってもらい、札幌市全体の保全活動施策とつながりを持ちながら生物多様性の保全、環境の保全について考えていく会議としてこの協議会を運用していきたいと考えています。その協議会の中では、それらの取組に必要な飼育・繁殖技術の向上などを支援するために専門家を招聘し、技術指導をするほか、専門知識の提供を行う合同の研修、講習を開催してはどうかと考えております。

さらに、認定動物園、円山動物園で行った調査研究成果を合同で発表する機会もつくってほしいと考えております。

このほか、随時、情報提供、助言を行っていくということで、具体的な内容は下に箇条書きで書いております。

これを表にしたものが別表2となります。AとBでは助成金額に差があります。また、準認定動物園とB認定動物園では、実際的な取組連携は一緒にできないほか、会議も傍聴の

みとなります。さらには、技術支援も受けられません。合同の研究発表会については傍聴できます。それから、助成金の対象にはなりません。その他の支援については検討をしています。

○吉中議長 それでは、助成制度、支援のメニュー、金額も含め、何かご意見がありましたらお願いいたします。

○並木委員 聞きそびれてしまってすみません。助成対象事業の中の括弧つきで6の動物福祉向上に関するものは何で括弧にしているかのご説明はありましたか。

○事務局（森山調整企画係長） 括弧書きにした理由はお話ししていませんでしたが、動物福祉向上というのは、先ほどの区分の話でもありましたけれども、認定するには、最低限、動物福祉の取組は自前でできてほしいという思いが検討当初からありました。ですから、お金を出すというのも、動物福祉に関しては自らの責任でやるべきことをやってもらうということで、みんなで協力して野生動物の繁殖を考える、飼育技術を向上するなど、保全の活動に助成をしたらいいのではないかとということです。そのため、当初は、動物福祉向上は含まない整理でいたのですが、最終的に条文を札幌市として整理したときに動物福祉向上も入れた上で文言を規定することになりましたので、対象にはできません。

ただ、当初のそういう考えがあったので、今回、内容を検討するに当たり、入れるべきなのか、入れないべきなのか、それも含めて議論したいということから括弧書きにしております。

○並木委員 付け加えて、別な観点からのことです。

助成の対象にすべきかどうかは議論があると思うのですが、地産地消や環境に優しい素材を使った展示を工夫するなど、それも大きな意味では多様性保全につながることでしょね。ですから、そのためのエネルギー節約のための研究助成、実際にエネルギーがどれだけ削減されたかを評価するようなシステムの導入なども大きく保全に関わるという意味で助成対象に挙げてもいいのかなという気がしています。

動物園自体が環境保全に役立たないと、幾らインタープリテーションで保全を一緒にやりましょうといってもいいですか、動物園自身がその努力をしているということがバックにあるからそれを伝える根拠が非常に厚くなるわけですよ。助成にすべきか、それとも、それはそもそもやるべきだから助成対象としないのかは今の動物福祉と同じで分かれるところだと思うのですが、そんな気がしてならないという意見です。

○吉中議長 そのほかはいかがでしょうか。

AとBで差をつける、金額の規模がこれぐらいということについては皆さんの相場観と大体合っていますか。お金以外でも支援を受けられる項目が準認定では少し狭まっていて、B認定やA認定をぜひ目指してほしいということも含めて差をつけているということかなと思いました。

助成金の使途については、今、委員からご指摘がありましたとおり、括弧書きというの

はあまりに落ち着きが悪いので、これをどうするのかということですね。それから、動物園の環境保全への取組みたいな広いものをどう認めるか、基金の設置要綱といいますか、基金の目的が定められているものとの整合性に気をつけないといけないとは思いますが、並木委員の意見も参考にこれから詰めていただければなと思いますが、そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 今日時間も限られておりますので、今ではなくても、この後に思いついたということがあれば事務局にお寄せいただくということにしたいと思います。

以上で今日予定しておりました議事はカバーできたのかなと思います。

今日説明していただいた事務局の大きな枠組みや考え方については異論が出なかったのではないかなと思います。ただ、その上で、幾つか委員から出していただいたご意見やご質問を踏まえ、これをブラッシュアップしていただき、次回も議論を続けるということにさせていただきますと思います。

また、先ほど申し上げましたけれども、それに当たって、今日は言えなかったけれども、こういうことも盛り込んでほしい、こういうことも考えてほしいということが出てきましたら、ぜひ早い段階で事務局にお伝えいただければと思います。

それでは、私の議事進行はこれで終わらせていただき、事務局に進行をお戻しします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

## 7. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 委員の皆様、ありがとうございました。

長い時間にわたりまして、ご議論をありがとうございました。

本日、認定制度の骨格となる重要な部分についてご議論をいただいたところですが、ただいま委員長からお話がありまして、まだまだこういうことはというお話があれば事務局に出していただければと思います。あわせて、本日も議論、ご指摘をいただいたことを取りまとめ、次回までにさらに内容を詰めてまいりたいと考えております。

なお、次回以降の会議日程についてですが、当初は4回程度で想定をしておりましたが、認定制度の内容について、きめ細やかな認定内容となる方向であり、そのための重要な判断が幾つか出てくると考えておりますので、可能であれば、一、二回、会議を増やすことを検討しております。皆様には、ご多忙の中、ご参加をいただいておりますので、日程が合わなければ難しいとは思いますが、明日以降、日程調整を行いたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

連絡事項については以上となります。

それでは、これで本日の会議を終了とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上